農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

■営農継続支援事業

補助対象者●60歳未満であり、認定農業者を目指す方 や新規農業者等

補助金額●補助対象経費(税抜)の2分の1以内の額 (上限額50万円)

機械や施設の補助対象基準はありません。

■認定農業者支援事業

補助対象者●認定農業者および農業法人

補助金額●補助対象経費(税抜)の6分の1以内の額 (上限額50万円)

機械や施設の補助対象基準は、性能や作業面積に応じて 細かく設定しています。事前に町農政課へご確認ください。

共通事項

- 補助対象基準●・過去3年以内に国・県の補助事業を利用 している場合は補助対象外です。 ※ただし、水稲・園芸・果樹など区分が異 なる場合は補助対象となります。
 - ・アタッチメントをはじめとする付属品の みの経費は補助対象外です。
 - ・電気設備が必要な場合は、受電設備以 降が補助対象となります。
 - ・補助金交付決定前に導入した場合は補 助対象外です。

- 補助対象経費●①稲作関係機械 ②畑作関係機械
 - ③施設園芸・果樹用の施設や機械等 ※30万円以上(税抜)の機械や施設等に 限ります。

- 申込方法●町農政課に備え付けの申込書に必要事項を 記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書 (野帳)を添付してお申し込みください。
 - ※受付の際に、現在の営農状況の聞き取り や国・県の補助金による導入状況等の確認 を行います。
- 申 込 期 間●8月19日月~8月30日金 ※期限厳守でお願いします。
- その 他●機械や施設等の導入後7年間の営農状況を 把握するため、営農継続報告書を提出してい ただきます。営農期間が7年に満たなかった 場合や、途中で譲渡、交換、貸し付け、処分等 をした場合は補助金の返還を求めます。

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

令和2年度の農地耕作条件改善事業 (区画拡大・暗きょ排水)実施要望を 取りまとめしています

農地耕作条件改善事業は、整備済み農地の高度利用を 迅速・安価にするため、自力施工も活用した「農地区画の拡 大」や「排水または湧水処理のための暗きょ管等の新設」の 農地整備に対して定額助成するもので、農地中間管理機構 を通じて賃貸借契約を締結した農地が優先的に実施されま す。この事業を希望する方は下記までご相談ください。

助成内容(例)	段差10cmを超えるほ場で表土扱いを 行う畦畔除去等による区画拡大	10万5,000円 (10a当たり)
	標準的(10m以下)間隔の暗きょ管等 の新設(バックホウエ法)	11万5,000円 (10a当たり)

申込期限 8月30日 金

この募集は事業の実施を必ずお約束するものではあ りません。来年度の国の予算の動向等により実施でき ない場合もありますのでご了承ください。

土地改良区の受益地…管轄する土地改良区へ

20187 (84) 4908 土地改良区の受益地以外・・・町農政課 農林整備班

農業委員会

8月と9月は農地パトロール (利用状況調査) 強化月間です 農地の利用状況について調査します

町農業委員会では、「農地の利用の確認」「遊休農地の実 態把握と発生防止・解消」「違反転用発生防止・早期発見」等 を目的として、町内全域で農地パトロール(利用状況調査) を実施します。調査時に、農地の所有者や耕作者の方へ農 地の利用状況等をお聞きする場合がありますので、ご協力 をお願いします。

調査期間●8月上旬~9月下旬(予定)

調査方法●各地区の農業委員や担当職員による農地巡回

■遊休農地とは

- ・現在耕作が行われておらず、今後も維持管理、農作物の 栽培が行われる見込みがない農地
- ・農地利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣ってい る農地

就学や教育に関する相談会を開催します

お子さんの発達や行動などに関して、心配していること はありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとお り開催しますので、お気軽にご相談ください。なお、参加 を希望される場合は、下記までお申し込みください。

時●9月19日休 午前10時~午後3時

場●美郷町北ふれあい館(土崎字上野乙)

申込期限●9月5日休

その他●・できるだけお子さんと一緒にご参加ください。

・相談時間はお子さん一人につき1時間程度 です。

申•問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)1112

教育総務課

子育てファミリー支援事業をご活用ください

平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さんが生まれ た世帯に対して、子育てサービス利用に係る経費を助成し ます。

対象者●美郷町に住民登録をしており、平成30年4月2 日以降に第3子以降のお子さんが生まれ、かつ、 その子を含む3人以上のお子さんを養育して いる世帯

対象期間●4月から翌年3月末までの1年間

助成金額●15,000円まで

申請方法●町教育委員会で子育てファミリー支援事業の 助成対象認定申請を行う必要があります。詳 しい申請方法については下記までお問い合わ せください。

【対象事業など】

次の事業等の利用(購入)に要する費用のうち、就学前 のお子さんに係る費用に対し助成します。

■一時預かり事業

児童を保育している保護者が、急用や疾病などで一時 的に保育できない場合に、こども園でお預かりします。

■予防接種や知育玩具の購入など

季節性インフルエンザワクチンやおたふくかぜワクチ ンなどの予防接種、知育玩具の購入費用、子育てタクシ 一利用料などが対象です。

このほか、子育て短期支援事業、病児保育事業、ファミ リー・サポート・センター事業についても対象となる場合 がありますのでご相談ください。

申•問 町教育委員会 教育総務課 幼児総務班 ☎0187(84)4914

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料の納め忘れにご注意ください ~滞納期間が長引くと延滞金が加算されます~

介護保険料の納め方には、①納付書による直接納付 か、口座からの引き落としにより納付する「普通徴収」と、 ②一定の条件が整い年金からの差し引きにより納付す る「特別徴収」の二通りがあります。

「普通徴収」で、納め忘れや口座の残高不足等により 定められた納期限までに納付されない場合、納期限内に 納付した方との公平性を保つために、滞納した日数に応 じて計算した額の延滞金を保険料に加算して納めてい ただくことになります。

保険料の納付が遅れるにつれて、滞納者自身にとって も延滞金がかさみ負担が大きくなっていくため、介護保険

事務所では納期限までに納付されていない方に対して 督促状や催告状を送付したり、徴収員が自宅を訪問する などして、できるだけ早く保険料を納めていただくよう対 応しています。

しかし、それでも納めていただけないときには保険給付 を制限する場合があります。なお、病気や失職などにより 納期限までに納付できない、または納付することが難し いなどという方は、介護保険事務所までご連絡ください。 ご事情を伺ったうえ、保険料の減額や分割納付等につい て相談をお受けします。

問•相談●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911